

## 自動継続自由金利型定期預金（M型）《新型》メリット特約

### 1（特約の内容）

この特約は自動継続自由金利型定期預金（M型）が自動継続する時点において、その都度店頭表示金利に一定の金利を上乗せする特約です。なお、取扱いは年金受取口座を有する本支店に限ることとします。

### 2（対象者）

当行口座に公的年金の振込を指定している方を対象とします。なお、預入途中で振込の指定換えをした場合は、本特約は適用にならないものとします。

### 3（預入期間）

6ヵ月および1年ものを対象とします。

### 4（最低預入金額）

1円以上とします。ただし、総合口座での預入は1万円以上とします。

また、預入単位はどちらの場合も1円です。

### 5（預入限度額）

1預入単位（1預入明細）につき1,000万円未満とします。

### 6（継続方式）

元加方式または利払方式とします。

### 7（適用利率）

#### （1）新規預入時の利率

「自動継続スーパー定期」の店頭表示金利を適用します。（上乗せなし）

#### （2）自動継続後の利率

自動継続の時点における店頭表示金利に対して、次の利率を適用します。

なお、上乗せ幅については金利情勢により見直すことがあります。

##### ① 預入期間6ヵ月の場合

継続日における店頭表示金利に0.01%を加えた利率

##### ② 預入期間1年の場合

継続日における店頭表示金利に0.02%を加えた利率

### 8（規定の準用）

本特約で定めない事項につきましては、預金共通規定および自動継続自由金利型定期預金（M型）規定により取り扱います。ただし、本特約で定める事項は各規定に優先して適用するものとします。

### 9（規定の変更）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前二項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2021.1.4)